



～道立学校における教育職員の兼職兼業編～

地域クラブ活動への従事、大学からの依頼に基づく講師、市町村の審議会の教育に関する委員、PTA依頼の進路講習講師など、地方公務員法第38条に規定する営利企業に従事等する場合や教育公務員特例法第17条に定める教育に関する他の職・事業に従事する場合は、教育長又は校長の許可・承認が必要です。

これまで、許可・承認に当たっては、従事する事務の内容や責任の程度、職務遂行への支障の有無などを考慮し、許可・承認してきたところですが、令和5年4月1日から、新たに「時間」の基準を設け、これら全ての条件を満たしていない場合は原則、許可・承認しないこととしています。

「時間」の基準

出退勤管理システムに記録されている「時間外在校等時間」と「兼職兼業に従事する1か月あたりの時間」を通算した時間が次の条件のどちらも満たしていない場合は原則、許可・承認できません。

- ① 兼職兼業の申請日の前月が100時間未満
- ② 兼職兼業の申請日の前月以前の2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月の平均が80時間以内

許可・承認が認められない例

身分：進路講習講師

期間：承認日～翌年3月31日

従事の時期：上記の期間中60時間、実際に指導する月数6月（6～7月、9～12月）

申請日前6月の時間外在校等時間：80h、50h、45h、65h、35h、41h

他の許可・承認済の兼職兼業：1か月あたり10時間（PTA依頼の模試等監督業務）



№	職名	氏名	勤務時間 ※1	申請日前6月の時間外在校等時間 (時間)						従事予定+時間外の平均(時間)						基準 チェック		備考
				前月	前々月	3月前	4月前	5月前	6月前	前月	前2月	前3月	前4月	前5月	前6月	※2	※3	
1	教諭	北海花子	20 時間/月	80	50	45	65	35	41	100.0	85.0	78.4	80.0	75.0	72.7	×	×	地方公務員法第38条の営利企業従事等の許可はできません。

※1 今回依頼を受けた営利企業等の業務等における1月あたりの従事予定時間を入力（既に営利企業従事等許可・教育に関する兼職承認を得ているものがあれば、その1月あたりの従事予定時間も加えること）

※2 「兼職に従事する時間（月あたり）」と「申請日の前月の時間外在校等時間」の通算が100時間未満

※3 「兼職に従事する時間（月あたり）」と「申請日の前月以前の2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月の時間外在校等時間の平均」の通算がそれぞれ80時間以内

留意事項

兼職兼業の許可の上限となる時間（以下「上限時間」という。）を超えている場合は、原則、許可・承認することができません。

許可・承認の可否は、申請日前6か月間の時間外在校等時間の状況を踏まえ、判断することとなりますので、特定の者の時間外在校等時間が多くならないよう、業務の平準化等の取組を徹底し、上限時間を超過しないよう留意してください。

また、関係団体等が、上限時間を超過する職員に対し、兼職兼業を依頼することとならないよう、あらかじめ調整してください。

